

平成25年 9 月25日開会

# 平成25年 9 月徳島県議会定例会議案



## 目 次

第	1	号	平成25年度徳島県一般会計補正予算（第2号）	1頁
第	2	号	平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）	7
第	3	号	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部改正について	9
第	4	号	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について	11
第	5	号	徳島県交通安全対策会議条例の一部改正について	13
第	6	号	徳島県総合計画審議会設置条例の一部改正について	15
第	7	号	大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	17
第	8	号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	19
第	9	号	徳島県地球温暖化対策推進条例の一部改正について	21
第	10	号	徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正について	23
第	11	号	河川法施行条例の一部改正について	25
第	12	号	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	27
第	13	号	平成25年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	29
第	14	号	平成25年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について	31
第	15	号	平成25年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	35
第	16	号	平成25年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について	37
第	17	号	平成25年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について	39
第	18	号	平成25年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について	41
第	19	号	平成25年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について	45
第	20	号	徳島県立鳴門渦潮高等学校管理情報棟改築工事のうち建築工事の請負契約について	47
第	21	号	徳島空港線緊急地方道路整備工事新長岸橋上部工の請負契約について	49

第 22 号	平成24年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について	51頁
第 23 号	平成24年度徳島県病院事業会計決算の認定について	53
第 24 号	平成24年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	55
第 25 号	平成24年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	57
第 26 号	平成24年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	59
第 27 号	平成24年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	61
第 28 号	訴えの提起に係る専決処分の承認について	63
報告第 1 号	徳島県病院事業会計継続費精算報告書について	65
報告第 2 号	平成24年度決算に係る健全化判断比率の報告について	67
報告第 3 号	平成24年度決算に係る資金不足比率の報告について	69
報告第 4 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	71
報告第 5 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	73
報告第 6 号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	75

## 第 1 号

## 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

平成25年度徳島県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,748,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ487,866,335千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年9月25日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 1,033,154	千円 105,101	千円 1,138,255
	1 分 担 金	282,375	9,523	291,898
	2 負 担 金	750,779	95,578	846,357
9 国庫支出金		53,734,607	14,887,540	68,622,147
	1 国 庫 負 担 金	28,672,876	57,184	28,730,060
	2 国 庫 補 助 金	23,529,986	14,811,176	38,341,162

	3 委 託 金	1,531,745	19,180	1,550,925
10 財 産 収 入		861,202	2,514	863,716
	1 財 産 運 用 収 入	519,093	2,514	521,607
12 繰 入 金		92,338,806	1,601,038	93,939,844
	1 特 別 会 計 繰 入 金	56,313,866	100,000	56,413,866
	2 基 金 繰 入 金	36,024,940	1,501,038	37,525,978
13 繰 越 金		1,073,760	4,908,812	5,982,572
	1 繰 越 金	1,073,760	4,908,812	5,982,572
14 諸 収 入		13,803,818	65,460	13,869,278
	5 受 託 事 業 収 入	1,155,804	16,000	1,171,804
	8 雑 入	2,593,617	49,460	2,643,077
15 県 債		65,344,000	3,178,000	68,522,000
	1 県 債	65,344,000	3,178,000	68,522,000
歳 入 合 計		463,117,870	24,748,465	487,866,335

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 22,060,643	千円 15,776,785	千円 37,837,428
	1 総務管理費	11,198,849	15,621,800	26,820,649
	2 企画費	4,044,228	43,801	4,088,029
	6 防災費	1,186,544	111,184	1,297,728
3 民生費		58,070,359	727,474	58,797,833
	1 社会福祉費	42,384,792	353,380	42,738,172
	2 児童福祉費	9,737,041	374,094	10,111,135
4 衛生費		24,291,235	3,064,029	27,355,264
	1 公衆衛生費	5,899,419	154,159	6,053,578
	2 環境衛生費	2,594,932	1,804,423	4,399,355
	4 医薬費	9,381,784	1,105,447	10,487,231
5 労働費		6,868,236	80,000	6,948,236
	1 労政費	5,714,836	80,000	5,794,836
6 農林水産業費		32,000,692	998,103	32,998,795
	1 農業費	4,288,137	64,178	4,352,315

		2 園 芸 費	681,423	10,612	692,035
		3 畜 産 業 費	888,364	9,397	897,761
		4 農 地 費	8,168,614	393,525	8,562,139
		5 林 業 費	16,080,138	99,381	16,179,519
		6 水 産 業 費	1,894,016	421,010	2,315,026
	7 商 工 費		59,073,877	130,111	59,203,988
		1 商 業 費	54,409,131	126,111	54,535,242
		3 観 光 費	1,086,908	4,000	1,090,908
	8 土 木 費		40,665,355	3,857,600	44,522,955
		1 土 木 管 理 費	4,187,037	22,371	4,209,408
		2 道 路 橋 り よ う 費	19,009,093	1,006,135	20,015,228
		3 河 川 海 岸 費	9,882,451	2,193,894	12,076,345
		4 港 湾 費	3,099,018	209,038	3,308,056
		5 都 市 計 画 費	3,203,245	422,162	3,625,407
		6 住 宅 費	1,284,511	4,000	1,288,511
	9 警 察 費		22,013,219	2,456	22,015,675
		1 警 察 管 理 費	19,946,583	2,456	19,949,039



10 教 育 費		83,609,039	111,907	83,720,946
1 教 育 総 務 費		11,162,710	31,543	11,194,253
4 高 等 学 校 費		18,408,697	79,430	18,488,127
7 保 健 体 育 費		851,506	934	852,440
歳 出 合 計		463,117,870	24,748,465	487,866,335

## 第2表 地方債補正

## 1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土木管理事業	千円 12,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

## 2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
農 地 事 業	千円 1,144,000	千円 1,219,000
林 業 治 山 事 業	2,044,000	2,099,000
水 産 事 業	276,000	426,000
道 路 橋 り ょ う 事 業	5,984,000	6,456,000

河川海岸事業	4,410,000	6,512,000
港湾事業	829,000	1,005,000
都市計画事業	863,000	999,000
計	65,344,000	68,510,000

## 第 2 号

## 平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,196,651千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 112,995,651	千円 201,000	千円 113,196,651
	3 繰 入 金	56,716,600	100,000	56,816,600
	4 諸 収 入	56,275,851	101,000	56,376,851
歳 入	合 計	112,995,651	201,000	113,196,651

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 112,995,651	千円 201,000	千円 113,196,651
	1 中小企業・雇用対策事業費	112,995,651	201,000	113,196,651
歳 出	合 計	112,995,651	201,000	113,196,651

## 第三号

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部改正について

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例**

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十九条」を「第十二条」に改める。

**附 則**

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行する。

**提案理由**

災害救助法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第五条第二項」を「第二条の二第二号」に改める。

第七十一条中「第二条第七号」を「第二条第七項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第五号

## 徳島県交通安全対策会議条例の一部改正について

徳島県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例**

徳島県交通安全対策会議条例（昭和四十五年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和四十五年法律第百十号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条第一項を次のように改める。

法第十七条第三項第四号の規定により指名される委員、同項第六号の規定により任命される委員及び同項第七号の規定により任命される委員の定数は、十人以内とする。

第三条第二項中「市町村長及び消防機関の長のうちから」を「法第十七条第三項第六号の規定により任命される委員及び同項第七号の規定により」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により交通安全対策基本法の一部が改正されたことに伴い、徳島県交通安全対策会議に新たに加えられる委員の任期等について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第六号

### 徳島県総合計画審議会設置条例の一部改正について

徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県総合計画審議会設置条例（平成二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「次の各号に掲げる者」を「学識経験のある者及び関係行政機関の職員」に改め、同項各号を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において徳島県総合計画審議会の委員である者（改正前の第二条第二項第二号に掲げる者として任命された者に限る。）は、この条例の施行の日に、解任されるものとする。

#### 提案理由

徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例が制定されたことに鑑み、徳島県総合計画審議会の委員の資格を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第七号

大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**

次に掲げる条例の規定中「職員」の下に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項に規定する職員」を加える。

- 一 職員の給与に関する条例（昭和三十七年徳島県条例第二号）第十一条の五第一項
- 二 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十二年徳島県条例第六号）第九条の三第一項
- 三 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第六十六号）第十五条の二第一項
- 四 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）第二十条第一項
- 五 徳島県学校職員給与条例（昭和三十七年徳島県条例第四号）第十五条の五第一項
- 六 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第二十七号）第十八条の五第一項

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 本則第一号の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十一条の五第一項、本則第二号の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第九条の三第一項、本則第三号の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十五条の二第一項、本則第四号の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十条第一項、本則第五号の規定による改正後の徳島県学校職員給与条例第十五条の五第一項及び本則第六号の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関する条例第十八条の五第一項の規定は、平成二十五年八月二十日から適用する。

#### 提案理由

大規模災害からの復興に関する法律が制定され、復興計画の作成等のため派遣された職員に対して災害派遣手当を支給することができることとされたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第八号

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、「作業」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

附則第三項第四号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号中「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 前項第一号に掲げる作業のうち原子炉建屋（知事が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円

二 前項第一号に掲げる作業のうち前号及び第四号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（知事が定めるものに限る。） 一万円

三 前項第一号に掲げる作業のうち前二号及び次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円

四 前項第一号に掲げる作業のうち知事が定める施設内において行うもの 三千三百円

附則第七項中「附則第三項第一号若しくは第三号」を「附則第三項第五号若しくは第七号」に改める。

**附 則**

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十五年七月九日からこの条例の施行の日の前日までの間に、職員が東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行った作業であつて、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第一号から第三号までに掲げる作業に該当することとなるもの及び改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第四号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第五号若しくは第七号又は附則第五項第一号若しくは第三号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。
- 3 前項の場合において、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例附則第二項から第七項までの規定に基づいて支給された危険現場作業手当は、改正後の条例附則第二項から第七項までの規定による危険現場作業手当の内払とみなす。

#### 提案理由

東日本大震災に対処するための東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業の特殊性及び当該作業に従事させるための本県警察職員の派遣の状況並びに国及び他の都道府県との均衡に鑑み、当該作業に係る危険現場作業手当の特例を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第九号

## 徳島県地球温暖化対策推進条例の一部改正について

徳島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

徳島県地球温暖化対策推進条例（平成二十年徳島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び大気」を「、大気及び海水」に改める。

第八条第六号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第三十一条第一項中「エネルギーの消費量との対比における」を削り、「性能」を「一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能」に改める。

第三十三条第四項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条第六号、第三十一条第一項及び第三十三条第四項の改正規定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行の日から施行する。

## 提案理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、地球温暖化の定義を改めるとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十号

## 徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正について

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県社会福祉審議会設置条例（平成十二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「から第七条まで」を「から第八条まで」に改める。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

**第二条** 審議会は、委員四十人以内で組織する。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において徳島県社会福祉審議会の委員（以下「委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。

## 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、徳島県社会福祉審議会の委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十一号

### 河川法施行条例の一部改正について

河川法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 河川法施行条例の一部を改正する条例

河川法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「から第二十五条までの許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録」に改め、「等の許可」の下に「又は登録」を加える。

第八条及び第九条第一項中「許可」の下に「又は登録」を加える。

#### 附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

#### 提案理由

河川法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十二号

## 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、「作業」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

附則第三項第四号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号中「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 前項第一号に掲げる作業のうち原子炉建屋（本部長が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円

二 前項第一号に掲げる作業のうち前号及び第四号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（本部長が定めるものに限る。） 二万円

三 前項第一号に掲げる作業のうち前二号及び次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円

四 前項第一号に掲げる作業のうち本部長が定める施設内において行うもの 三千三百円

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十五年七月九日からこの条例の施行の日の

前日までの間において、警察職員が東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行った作業であつて、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第一号から第三号までに掲げる作業に該当することとなるもの及び改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第四号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第三項第五号若しくは第七号又は附則第五項第一号若しくは第三号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。

- 3 前項の場合において、改正前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第二項から第六項までの規定に基づいて支給された災害警備等手当は、改正後の条例附則第二項から第六項までの規定による災害警備等手当の内払とみなす。

#### 提案理由

東日本大震災に対処するための東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業の特殊性及び当該作業に従事させるための本県警察職員の派遣の状況並びに国及び他の都道府県との均衡に鑑み、当該作業に係る災害警備等手当の特例を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第 13 号

## 平成25年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

平成25年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	鳴門市	地域水産物供給基盤整備事業	164,000,000 <sup>円</sup>	22,960,000 <sup>円</sup>	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		水産物供給基盤機能保全事業	78,000,000	10,920,000	14	
		小 計	242,000,000	33,880,000	—	
	阿南市	水産物供給基盤機能保全事業	61,900,000	8,666,000	14	
	牟岐町	広域漁港整備事業	210,000,000	21,000,000	10	
		水産物供給基盤機能保全事業	10,000,000	1,200,000	12	
		小 計	220,000,000	22,200,000	—	
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	98,100,000	13,734,000	14	
		県単独漁港漁場整備事業	9,713,000	1,942,600	20	
		小 計	107,813,000	15,676,600	—	

	海陽町	広域漁港整備事業	105,000,000	14,700,000	14
		水産物供給基盤機能保全事業	37,000,000	5,180,000	14
		小計	142,000,000	19,880,000	—
	松茂町	水産物供給基盤機能保全事業	10,000,000	1,400,000	14

#### 提案理由

平成25年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 14 号

## 平成25年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

平成25年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	徳島市	県営かんがい排水事業	42,000,000	10,500,000	2.5/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		広域営農団地農道整備事業	30,000,000	3,000,000	1/10以内	
		湛水防除事業	290,000,000	43,500,000	1.5/10以内	
		小 計	362,000,000	57,000,000	—	
	鳴門市	基幹農道整備事業	40,000,000	3,440,000	0.86/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	150,000,000	33,750,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	5,000,000	300,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	10,000,000	750,000	1.5/10以内	
		小 計	205,000,000	38,240,000	—	
	小松島市	経営体育成基盤整備事業	106,000,000	7,950,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	5,000,000	300,000	0.6/10以内	
		小 計	111,000,000	8,250,000	—	

		阿南市	広域営農団地農道整備事業	9,000,000	900,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	45,000,000	5,250,000	1.5/10以内		
			経営体育成基盤整備事業	80,000,000	4,000,000	2.25/10以内		
			県営老朽ため池等整備事業	10,000,000	2,300,000	2.5/10以内		
			小計	144,000,000	12,450,000	—		
		吉野川市	基幹農道整備事業	40,000,000	3,440,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	1,000,000	100,000	1/10以内		
			県営老朽ため池等整備事業	39,000,000	9,750,000	2.5/10以内		
			小計	80,000,000	13,290,000	—		
		阿波市	県営農道整備事業	30,000,000	7,500,000	2.5/10以内		
			経営体育成基盤整備事業	95,000,000	7,600,000	2.25/10以内		
			小計	125,000,000	15,100,000	—		
		美馬市	県営かんがい排水事業	65,000,000	16,250,000	2.5/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	11,000,000	1,100,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	50,000,000	5,000,000	1.5/10以内		
			県営老朽ため池等整備事業	20,000,000	5,000,000	2.5/10以内		
			小計	146,000,000	27,350,000	—		
		三好市	基幹農道整備事業	20,000,000	1,720,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	50,000,000	5,000,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	90,000,000	11,675,000	1.5/10以内		
県営老朽ため池等整備事業	50,000,000		12,500,000	2.5/10以内				

			小 計	210,000,000	30,895,000	—		
	勝 浦 町	基幹農道整備事業		30,000,000	2,580,000	0.86/10以内		
		広域営農団地農道整備事業		130,000,000	13,000,000	1/10以内		
		県営老朽ため池等整備事業		5,000,000	400,000	2.5/10以内		
		小 計		165,000,000	15,980,000	—		
	上 勝 町	広域営農団地農道整備事業		135,000,000	13,500,000	1/10以内		
	那 賀 町	広域営農団地農道整備事業		1,000,000	100,000	1/10以内		
	牟 岐 町	中山間地域農村活性化総合整備事業		16,819,000	1,093,235	1.5/10以内		
	海 陽 町	基幹農道整備事業		1,000,000	86,000	0.86/10以内		
		県営老朽ため池等整備事業		40,000,000	2,400,000	2.5/10以内		
		小 計		41,000,000	2,486,000	—		
	松 茂 町	地盤沈下対策事業		20,000,000	1,200,000	0.6/10以内		
	藍 住 町	地盤沈下対策事業		50,000,000	3,000,000	0.6/10以内		
	板 野 町	国営付帯県営農地防災事業		40,000,000	3,000,000	1.5/10以内		
	上 板 町	県営かんがい排水事業		39,000,000	9,750,000	2.5/10以内		
		県営農道整備事業		10,000,000	2,500,000	2.5/10以内		
		小 計		49,000,000	12,250,000	—		
	つ る ぎ 町	広域営農団地農道整備事業		20,000,000	2,000,000	1/10以内		
	東みよし町	広域営農団地農道整備事業		100,000,000	10,000,000	1/10以内		

		県営農道整備事業	10,000,000	2,500,000	2.5/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	50,000,000	7,500,000	1.5/10以内	
		小 計	160,000,000	20,000,000	—	

#### 提案理由

平成25年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 15 号

## 平成25年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

平成25年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	185,000,000 <sup>円</sup>	19,795,000 <sup>円</sup>	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	森林基幹道	67,000,000	7,169,000	10.7	
	那賀町	森林基幹道	170,000,000	18,190,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	210,000,000	22,470,000	10.7	
	つるぎ町	森林基幹道	50,000,000	5,350,000	10.7	

## 提案理由

平成25年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 16 号

## 平成25年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について

平成25年度県営都市計画事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業等	徳島市	公共街路事業	1,288,000,000 <sup>円</sup>	128,800,000 <sup>円</sup>	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		鉄道高架事業	32,000,000	8,000,000	2.5/10	
		緊急地方道路整備事業	580,000,000	58,000,000	1/10	
		県単独街路事業	17,850,000	1,785,000	1/10	
		旧吉野川流域下水道建設事業	3,148,000	787,000	2.5/10	
	小 計	1,920,998,000	197,372,000	—		
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	7,042,000	1,760,500	2.5/10	
	小松島市	緊急地方道路整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10	
		県単独街路事業	850,000	85,000	1/10	
	小 計	100,850,000	10,085,000	—		
石井町	緊急地方道路整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10		

		県単独街路事業	850,000	85,000	1/10
		小 計	100,850,000	10,085,000	—
	松 茂 町	旧吉野川流域下水道建設事業	1,554,000	388,500	2.5/10
	北 島 町	旧吉野川流域下水道建設事業	2,680,000	670,000	2.5/10
	藍 住 町	旧吉野川流域下水道建設事業	4,256,000	1,064,000	2.5/10
	板 野 町	旧吉野川流域下水道建設事業	1,320,000	330,000	2.5/10

#### 提案理由

平成25年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 17 号

## 平成25年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について

平成25年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 25 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	阿波市	県単独砂防事業	2,125,000 <sup>円</sup>	531,250 <sup>円</sup>	25/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	急傾斜地崩壊対策事業	125,000,000	11,000,000	5/100・1/10	
		県単独砂防事業	3,400,000	850,000	25/100	
		小 計	128,400,000	11,850,000	—	
	勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	60,000,000	6,000,000	1/10	
	神山町	県単独砂防事業	2,600,000	650,000	25/100	
	那賀町	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	1,000,000	5/100	
		県単独砂防事業	2,125,000	531,250	25/100	
		小 計	22,125,000	1,531,250	—	
	牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	3,000,000	5/100・1/10	
県単独砂防事業		8,500,000	425,000	5/100		

		小計	48,500,000	3,425,000	—
美波町	急傾斜地崩壊対策事業 県単独砂防事業		20,000,000	1,000,000	5/100
			2,550,000	127,500	5/100
	小計	22,550,000	1,127,500	—	
海陽町	急傾斜地崩壊対策事業 県単独砂防事業		155,000,000	10,000,000	5/100・1/10
			17,000,000	850,000	5/100
	小計	172,000,000	10,850,000	—	
つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業 県単独砂防事業		70,000,000	3,500,000	5/100
			2,550,000	637,500	25/100
	小計	72,550,000	4,137,500	—	
東みよし町	急傾斜地崩壊対策事業		40,000,000	2,000,000	5/100

#### 提案理由

平成25年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 18 号

## 平成25年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について

平成25年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 25 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	33,150,000	4,972,500	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		交通安全対策事業	1,105,000	110,500	10	
		小 計	34,255,000	5,083,000	—	
	鳴門市	道路局部改良事業	5,950,000	892,500	15	
		交通安全対策事業	1,190,000	119,000	10	
	小 計	7,140,000	1,011,500	—		
	小松島市	道路局部改良事業	5,950,000	892,500	15	
	阿南市	道路局部改良事業	16,150,000	2,422,500	15	
	吉野川市	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15	
	阿波市	道路局部改良事業	15,300,000	2,295,000	15	
交通安全対策事業		340,000	34,000	10		

		小計	15,640,000	2,329,000	—
美馬市	道路局部改良事業	23,800,000	3,570,000	15	
	交通安全対策事業	935,000	93,500	10	
	小計	24,735,000	3,663,500	—	
三好市	道路局部改良事業	27,200,000	4,080,000	15	
勝浦町	道路局部改良事業	3,400,000	510,000	15	
上勝町	道路局部改良事業	5,100,000	765,000	15	
佐那河内村	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15	
石井町	道路局部改良事業	1,700,000	255,000	15	
神山町	道路局部改良事業	11,050,000	1,657,500	15	
那賀町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15	
	交通安全対策事業	680,000	68,000	10	
	小計	17,680,000	2,618,000	—	
美波町	道路局部改良事業	5,950,000	892,500	15	
海陽町	道路局部改良事業	2,550,000	382,500	15	
板野町	道路局部改良事業	1,700,000	255,000	15	
上板町	道路局部改良事業	3,400,000	510,000	15	
つるぎ町	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15	

	東みよし町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15	
--	-------	----------	------------	-----------	----	--

## 提案理由

平成25年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 19 号

## 平成25年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

平成25年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾改修事業	143,480,000 <sup>円</sup>	21,522,000 <sup>円</sup>	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		港湾環境整備事業	49,500,000	7,425,000	15	
		小 計	192,980,000	28,947,000	—	
	阿南市	港湾改修事業	76,520,000	11,478,000	15	

## 提案理由

平成25年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 20 号

## 徳島県立鳴門渦潮高等学校管理情報棟改築工事のうち建築工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	徳島県立鳴門渦潮高等学校管理情報棟改築工事のうち建築工事
2	工 事 箇 所	鳴門市大津町
3	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成27年2月28日まで
4	契 約 金 額	945,000,000円
5	契 約 の 方 法	一般競争入札
6	契 約 の 相 手 方	島谷建設・吉成建設・北島建設・徳島県立鳴門渦潮高等学校管理情報棟改築工事建築共同企業体
	代表構成員	徳島市富田橋7丁目17番地 株式会社 島谷建設 代表取締役 島谷速敏
	構 成 員	鳴門市撫養町小桑島字前浜259番地1 吉成建設株式会社 代表取締役 吉成浩司
	構 成 員	徳島市中洲町1丁目14番地 株式会社 北島建設 代表取締役 北島誠祐

#### 提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 21 号

## 徳島空港線緊急地方道路整備工事新長岸橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 25 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	緊急地方道路整備工事
2	路 線 名	徳島空港線
3	工 事 箇 所	板野郡松茂町長岸 新長岸橋上部工
4	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成27年2月10日まで
5	契 約 金 額	731,850,000円
6	契 約 の 方 法	一般競争入札
7	契 約 の 相 手 方	株式会社 I H I インフラシステム・株式会社ミトモ製作所緊急地方道路整備工事新長岸橋上部工事共同企業体 代表構成員 大阪府大阪市中央区本町4-2-12 株式会社 I H I インフラシステム営業本部営業部 営 業 部 長 沼 康 範 構 成 員 徳島市昭和町八丁目27番地7 株式会社 ミトモ製作所 代 表 取 締 役 伊 藤 洋 治

#### 提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 22 号

平成24年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

平成24年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成24年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





第 23 号

平成24年度徳島県病院事業会計決算の認定について

平成24年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成24年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 24 号

## 平成24年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成24年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し，平成24年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成24年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成24年度徳島県電気事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 25 号

## 平成24年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成24年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し，平成24年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成24年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成24年度徳島県工業用水道事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 26 号

## 平成24年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成24年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し，平成24年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成24年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成24年度徳島県土地造成事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。





## 第 27 号

## 平成24年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成24年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し，平成24年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成24年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成24年度徳島県駐車場事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



第 28 号

訴えの提起に係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，承認を求める。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

貸金請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

平成 25 年 8 月 29 日 専決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

貸金請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
	(1) 金566,461,972円及び内金179,568,148円に対する平成15年6月26日から支払済みまで，年10.75%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び第1項についての仮執行の宣言を求める。

	<p>(1) 金566,461,972円及び内金179,568,148円に対する平成15年6月26日から支払済みまで、年10.75%の割合による金員を支払え。</p> <p>(2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び第1項についての仮執行の宣言を求める。</p>
	<p>(1) 金566,461,972円及び内金179,568,148円に対する平成15年6月26日から支払済みまで、年10.75%の割合による金員を支払え。</p> <p>(2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び第1項についての仮執行の宣言を求める。</p>

#### 提案理由

訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

徳島県病院事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、徳島県病院事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

平成25年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成20年度徳島県病院事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支払義務発生の差	左 の 財 源 内 訳			
					企業債	負担金	補助金	損益勘定留保金		企業債	負担金	補助金	損益勘定留保金		企業債	負担金	補助金	損益勘定留保金
1	資本的支出	1 建設費 中央病院改築推進事業	20	円 433,000,000	円 431,000,000	円 108,000	円 1,783,000	円 109,000	円 433,000,000	円 431,000,000	円 1,265,000	円 735,000	円 0	円 0	円 108,000	円 518,000	円 △626,000	
			21	円 148,611,000	円 147,000,000	円 519,000	円 573,000	円 519,000	円 148,611,000	円 147,000,000	円 308,600	円 573,000	円 729,400	円 0	円 0	円 210,400	円 0	円 △210,400
			22	円 2,412,926,000	円 2,395,000,000	円 8,005,000	円 9,896,000	円 25,000	円 2,412,923,650	円 2,395,000,000	円 8,042,325	円 9,781,000	円 100,325	円 2,350	円 0	円 △37,325	円 115,000	円 △75,325
			23	円 10,976,463,000	円 10,859,000,000	円 64,412,000	円 52,659,000	円 392,000	円 10,976,463,000	円 10,806,900,000	円 79,189,325	円 89,943,000	円 430,675	円 0	円 52,100,000	円 △14,777,325	円 △37,284,000	円 △38,675
			計	円 13,971,000,000	円 13,832,000,000	円 73,044,000	円 64,911,000	円 1,045,000	円 13,970,997,650	円 13,779,900,000	円 87,540,250	円 101,562,000	円 1,995,400	円 2,350	円 52,100,000	円 △14,496,250	円 △36,651,000	円 △950,400



## 報告第2号

## 平成24年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成25年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	20.8	212.3
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。( )内は、早期健全化基準を記載した。





## 報告第3号

## 平成24年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により，平成24年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成25年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県流域下水道事業特別会計	— <sup>%</sup>
徳島県港湾等整備事業特別会計	—
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。



## 報告第4号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 40,800	平成25年1月23日	徳島市地内	平成25年9月4日
徳島市ほか在住 4名	158,450	平成25年5月27日	名西郡石井町地内	平成25年9月4日
美馬市所在 1法人	4,230	平成25年6月6日	美馬市地内	平成25年9月4日
吉野川市在住 1名 名西郡石井町所在 1法人	1,635,268	平成25年2月10日	徳島市地内	平成25年9月5日
鳴門市在住 1名	28,000	平成25年3月26日	鳴門市地内	平成25年9月5日
東京都武蔵野市所在 1法人	77,700	平成25年4月9日	徳島市地内	平成25年9月5日
名西郡神山町在住 1名	56,000	平成25年4月16日	徳島市地内	平成25年9月5日

小松島市在住 1名	61,024	平成25年4月23日	徳島市地内	平成25年9月5日
徳島市所在 1法人	140,600	平成25年6月5日	徳島市地内	平成25年9月5日

## 報告第5号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
海部郡美波町在住 1名	円 136,000	平成25年3月13日	海部郡美波町地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	平成25年7月5日
三好市所在 1法人	114,000	平成25年3月19日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成25年7月5日
小松島市在住 1名	232,000	平成25年4月7日	徳島市地内 (県道鮎喰新浜線)	平成25年7月5日
板野郡藍住町在住 1名	125,000	平成25年4月13日	板野郡藍住町地内 (県道桧藍住線)	平成25年7月5日
那賀郡那賀町在住 1名	195,000	平成25年4月22日	那賀郡那賀町地内 (県道木沢上那賀線)	平成25年7月5日
阿南市在住 1名	73,000	平成25年4月28日	那賀郡那賀町地内 (県道木沢上那賀線)	平成25年7月5日
那賀郡那賀町在住 1名	159,000	平成25年5月6日	那賀郡那賀町地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	平成25年7月5日

徳島市在住 1名	76,000	平成25年3月29日	徳島市地内 (県道徳島鴨島線)	平成25年8月20日
海部郡海陽町所在 1法人	69,000	平成25年4月21日	海部郡海陽町地内 (国道193号)	平成25年8月20日
美馬郡つるぎ町在住 1名	97,000	平成25年5月14日	美馬郡つるぎ町地内 (国道438号)	平成25年8月20日

## 報告第6号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡藍住町在住 1名	円 157,200	平成25年6月28日	小松島市地内	平成25年9月5日







